

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

富士川は、その源を山梨県北巨摩郡白州町と長野県諏訪郡富士見町境の鋸岳（標高2,685m）に発し、途中多くの支流を合わせながら山間溪谷部を抜け、甲府盆地を南流し、盆地の南端山梨県西八代郡市川大門町において笛吹川を合わせて再び山間溪谷部に入り、静岡県富士市と庵原郡蒲原町の境において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長128km、流域面積3,990km²の一級河川である。

その流域は長野県、山梨県及び静岡県の3県にまたがり、豊かな自然環境を有しており、富士川と周囲の山々が醸し出す風情は、急流と清流が相まって、優れた景観美を造り、その流れは県内外の人々に憩いと安らぎを与え、広く愛されている。流域の土地利用は、山林が約68%、水田や果樹園等の農地が約27%、宅地等市街地が約5%となっている。流域内の代表的な都市は、甲府盆地内の甲府市並びに河口部の富士市及び沼津市があり、山梨県及び静岡県の中東部地区における社会、経済、文化の基盤をなしており、本水系の治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。

富士川は、3,000m級の急峻な山々に囲まれた日本を代表する急流河川であり、河道は礫河原を呈している。

流域の西側を日本列島を東西に分断する大断層糸魚川～静岡構造線が走っている。このため、流域は極めてもろい地質構造になっており、崩壊地が多く、豪雨とともに崩壊土砂が河道に流出し、流れの緩やかな所に堆積している。

甲府盆地周辺の南アルプス、八ヶ岳、秩父山地を擁している上流部は、富士川、笛吹川をはじめとして、御勅使川、荒川などによる扇状地とともに、天井川が形成されたところに市街地が発展している。これら数多くの川は甲府盆地南端の禹之瀬で全て富士川に集まっている。また、扇状地が発達した甲府盆地では、豊富な地下水帯水層を形成している。

上流部の山々は、コナラ、ミズナラ、ブナ等の自然植生が残され、数多くの川は、四季折々の山岳溪谷美に富んだ清流となって、岩肌を削りながら流下している。清流の礫質河床を産卵場とするカワヨシノボリ、カジカなどの魚類や溪流に

はヤマセミなどの鳥類が生息するほか、河原では砂礫地にカワラヨモギやハリエンジュの群落などが点在している。また、笛吹川と合流する地点より上流の富士川は、淵のことを地域では釜と呼んでおり、その釜がないことから、釜無川と呼ばれるようになったと言われ、地域に親しまれている。

禹之瀬からの中流部は、途中早川を合わせ、急峻な山地の間を縫うように蛇行を繰り返し流下しており、岩肌と川面が織りなす自然豊かな景観となっている。連続する瀬や淵などには、瀬を産卵場とするアユ、ウグイなどの魚類や、崖を巣とするカワセミなどの鳥類が多く生息している。沿川の限られた平地には堤防がなく、宅地や農地が集中している。

さらに、脆弱な山地が迫っているため、いったん豪雨になると、富士川と平行して走っている国道52号は通行止めとなり、水防活動や河川巡視などの支障となっている。

富士市に入ったあたりから河口までの富士山を一望できる下流部は、再び扇状地が発達した天井川となった所に市街地が発展している。河口部は約2,000mの広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州を形成し、砂礫地、海浜性砂丘、干潟や湿地などの多様な環境が見られ、そこには、砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシギ、チドリ、水際の樹林地を集団分布地、越冬地として利用するカワウ、カモ類等、多くの鳥類が生息するほか、干潟や湿地にはマコモ、ヨシなどが群生している。また、魚類ではウナギ、シロウオなどの回遊性魚類が生息している。

富士川は、万葉集に詠まれるなど、人とのかかわりが古くから記され、平家物語には富士川合戦の様子も記されている。江戸時代には、漁夫が投網をしている様子を葛飾北斎が描いた浮世絵「ふがくさんじゅうろっけい富嶽三十六景」に登場している。また、平安時代から始まり、武田信玄の時代には盛大に举行された御幸祭は、おみゆきまつり一宮町のいちのみや浅間神社からりゅうおう竜王町のさんしゃじんじゃ三社神社まで御輿を運び、堤防を踏み固める動作で練り歩くものであるが、現在も毎年4月15日にしんげんづつみ信玄堤で行われている。一方、中下流部でも江戸時代から続く川供養の火祭りが行われ、夏の風物詩となっている。このように、富士川は、流域の歴史、文化に深くかかわっている。

日本を代表する急流河川の富士川は、古くから水害に悩まされ、武田信玄が甲

府盆地を水害から守るため築いたとされる信玄堤や万力林などの霞堤や水害防備林等による独自の治水工法が施されてきた。また、下流部においても、江戸時代の代官である古郡氏が三代に渡って完成させた雁^{かりがねづつみ}堤がある。これらの施設は、現在においても、治水機能を発揮している。また、江戸、明治時代の富士川は、米、塩を中心とする物資を運ぶため、また人々の足として舟運が盛んに行われていた。

富士川水系の治水事業については、明治40年、明治43年の洪水により、清水端^{しみずばた}及び松岡^{まつおか}における計画高水流量をそれぞれ5,600m³/s及び9,800m³/sとする改修計画を決定し、大正10年から直轄事業として工事に着手した。富士川下流部、上流部及び笛吹川においては、河道掘削を行い築堤、護岸等を施工した。さらに、昭和33年から富士川中流部において築堤、護岸等を施工した。

昭和34年8月洪水等の状況、流域の開発等にかんがみ、昭和49年に基準地点清水端^{しみずばた}及び北松野^{きたまつの}における基本高水のピーク流量をそれぞれ8,800m³/s及び16,600m³/sとし、これを計画高水流量として改定した。さらに、静岡県が施工した沼川^{ぬま}水系支川潤井川^{うるい}から富士川への分流を行う星山放水路^{ほしやま}の完成に伴い昭和49年に沼川水系を富士川水系に編入した。

昭和57年8月台風10号による洪水では、堤防の洗掘、内水地区の湛水、無堤地区での浸水等に加え、局所洗掘により東海道本線富士川鉄橋等橋梁の流失も発生した。また崩壊土砂が河道に流出し著しく堆積した。

砂防事業については、直轄事業として明治16年に富士川上流(釜無川)支川、小武川^{こむ}及び御勅使川並びに中流支川の早川^{はや}及び大柳川^{おおやな}について着手した。

特に昭和34年7号及び15号台風による未曾有の大災害にかんがみ、富士川上流(釜無川)及び早川について施工している。また、潤井川上流については富士山^{おおさわ}の大沢くずれにおける砂防事業を昭和44年から直轄事業として実施している。

また、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」として、昭和54年及び平成14年に静岡県全域と山梨県のほぼ全域が指定され、富士川流域のほとんどがそれに含まれている。一方、東名高速道路、中央自動車道、中部横断自動車道、東海道新幹線など首都圏と関西方面等を結ぶ幹線交通機関は、全て富士川を渡河している。

河川水の利用については、急峻な地形を利用して、明治後期から水力発電による水利用が活発に実施されてきた。

現在、富士川の河川水は、農業用水として約38,000haに及ぶ耕地のかんがい^{かんがい}に利用されている。また、発電用水として69箇所の水力発電所で使用され、総最大出力約433,000kWの電力供給が行われるとともに、上水道用水及び工業用水として、山梨県及び静岡県に対し最大約17m³/sの供給が行われている。中流部の発電用水は、富士川水系に戻らず直接駿河湾に注いでいる。なお、塩之沢堰^{しおのさわ}及び十島堰^{とおしま}では、発電取水していたものを昭和58年からかんがい期5.0m³/s、非かんがい期3.0m³/sを下流に放流している。また、天井川を形成している上流部では、渇水時において河川水が伏没し瀬切れを起こしている。また、甲府盆地内及び河口部での都市用水は、地下水が多く利用されている。

水質については、富士川本川上流、中流及び下流では、BOD75%値は、環境基準値をおおむね満足している。また、笛吹川と甲府盆地の市街地を流れている支川などは、BOD75%値が環境基準値を満足していない箇所もある。

河川の利用状況については、関係機関や地域住民との連携により、ボート大会、花火大会等が行われ、広く親しまれている。また、河川清掃等の河川環境の保全の取組もなされている。

（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

富士川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域が安心して暮らせる社会基盤の形成を図るとともに、地域の個性と歴史、文化が実感できる川づくりを目指すため、治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開する。

このような考えのもとに、河川整備の現状、砂防、治山事業の実施状況、水害の発生状況、河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む）、及び河川環境の保全、復元を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢との調和や首都圏整備計画、中部圏開発整備計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連する事業及び既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮し

て、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、堤防と河道の整備及び横断工作物等への適切な対処を行い、計画規模の洪水の安全な流下を図るとともに、出水時における流域からの土砂流出が顕著であるという河川特性を踏まえ、砂防事業とあいまって土砂流出量の抑制及び河道の安定のための適切な対策を実施していく。また、河口部において高潮による被害を防止するために適切な対策を実施するとともに、内水地域において必要に応じて内水対策を実施する。なお、これらの実施にあたっては富士川固有の伝統的治水工法の活用を図るとともに、地域特性を踏まえた整備手法を検討する。さらに、地震防災のための堤防の耐震化等を実施する。

あわせて、整備途上段階での施設能力以上の出水が発生した場合においても被害をできるだけ軽減できるよう必要に応じ対策を実施するとともに、計画規模を上回る洪水が発生した場合にも被害を極力抑えるよう努める。

さらに、洪水等の発生時の被害を極力抑えるため、水防活動との連携、ハザードマップ作成の支援等の情報提供、水防警報・洪水予報の充実、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策及び防災教育等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

また、支川及び本川上流区間については、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。

河川水の利用に関しては、河川水及び河川水と関連の深い地下水の調査・研究を継続して行い、富士川の水量の実態を明らかにし、農業用水、発電用水及び地下水に依存している都市用水等を含め関係機関と連携して、流水の適正な利用を図られるよう努める。さらに、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制の整備及び利水者相互間の水融通の円滑化などを関係機関や地域住民等と連携して推進する。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境や河川の利用状況等について、今

後とも定期的に調査を実施し、多様な動植物の生息生育環境の保全に配慮する。特に上流部については、山間溪谷美に富んだ溪流環境に配慮するとともに、都市部では人と川とのふれあいを増進させるため、自然環境豊かな水辺空間の整備と保全に努め、また中流部については瀬と淵の保全に配慮する。下流部については川岸のマコモ、ヨシの群生等と調和を図り、河口部の干潟や滞筋の湿地環境の保全に努める。さらに、魚類が遡上しやすいよう流水の連続性の確保に努める。

実施に当たっては、治水、利水との調和及び優れた景観の保全に努め、貴重なオープンスペースである水辺空間や河川敷利用など、多様なニーズに対し、信玄堤、万力林、雁堤等に代表される急流河川特有の伝統的治水施設を後世に継承するとともに、自然と共に生きてきた歴史や文化等の地域特性を踏まえ、高齢化社会にも配慮し、人々が川と触れ合い、親しめる河川の整備と保全を行う。

富士川流域全体の健全な水循環系の構築、良好な水質の保全の確保を目指し、地下水利用の適正化、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となった取組を推進する。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川が有する多面的機能を十分に発揮させるよう地域住民や関係機関と連携しながら適切に行う。特に、雁堤等の伝統的治水施設を含む堤防、樋管等の河川管理施設については、常に良好な状態に保持しその機能を確保するよう維持修繕に努め、施設整備の進捗に併せて機能改善などを計画的に行う。これらの施設を管理するにあたっては、出水時の状況の的確な把握と情報提供などにより、迅速な対応に努める。また、洪水流下の阻害となる河川横断工作物や河道内の堆積土砂及び樹木等についても、適正に対処する。さらに、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査、研究に取り組むとともに、海岸への土砂供給の確保の観点も含めて安定した河道の維持に努める。

また、富士川流域のほとんどは「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されているため、復旧資機材の備蓄、情報の収集伝達、復旧活動の拠点等を目的とする地域防災活動拠点及び輸送のための施設整備等を行うとともに、地域防災計画との整合を図り災害発生時の住民の安全な避難行動を支援する。

流域の豊かな自然環境、地域の歴史、文化を踏まえ、魅力的で活力あふれる地域づくりの軸となる富士川とするため、上下流域の交流、河川清掃、河川愛護活動など地域住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画等を支援するとともに、沿川の自治体が立案する地域計画との連携、調整を図りつつ、地域住民や関係機関等との協働による河川管理を推進する。また、河川に関する情報を幅広く提供するとともに、地域住民との対話を進め、地域住民の自発的な参加を促し、地域住民の川づくりの活動との連携、支援を促進する。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、昭和34年8月、昭和57年8月等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点清水端及び北松野において、それぞれ8,800m³/s及び16,600m³/sとし、これを河道に配分する。

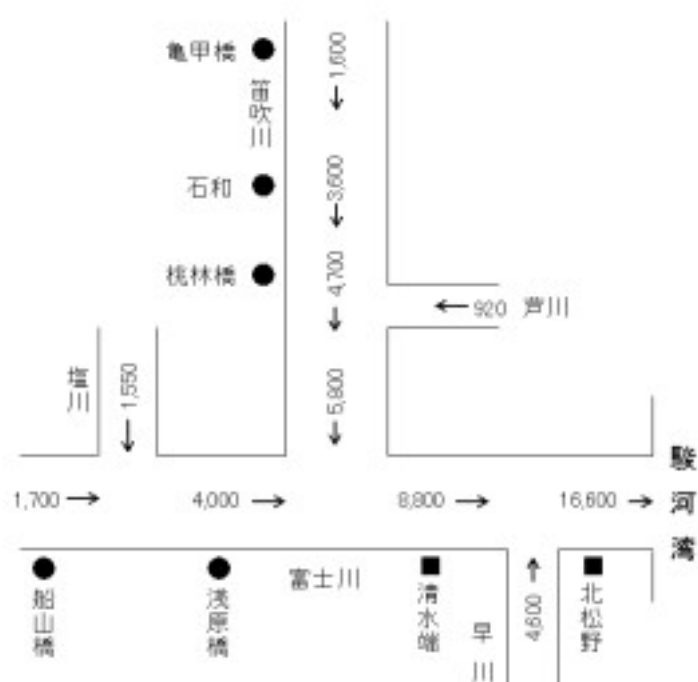
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)
富士川	清水端	8,800	0	8,800
	北松野	16,600	0	16,600

（２）主要な地点における計画高水流量に関する事項

富士川の計画高水流量は、船山橋において $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、塩川の合流量を合わせ、浅原橋において $4,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。その下流では笛吹川の合流量を合わせ清水端において $8,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、早川等の支川合流量及び残流域からの流入量を合わせ、北松野において $16,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口まで同流量とする。

笛吹川の計画高水流量は亀甲橋において $1,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、支川の合流量を合わせ、石和において $3,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。その下流では芦川等の支川からの合流量及び残流域からの流入量を合わせ、富士川合流点において $5,800\text{m}^3/\text{s}$ とする。



富士川計画高水流量図

（単位： m^3/s ）

3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの 距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川 幅 (m)
富士川	船山橋	河口から 83.7	344.84	310
	浅原橋	〃 69.7	255.69	420
	清水端	〃 60.9	245.34	150
	北松野	〃 10.7	52.10	160
笛吹川	亀甲橋	富士川合流点から 25.9	348.26	110
	石 和	〃 19.1	271.01	230
	桃林橋	〃 4.8	250.61	250

注) T.P.:東京湾中等潮位

（４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

富士川における清水端地点から下流の北松野地点までの既得水利としては、農業用水として約 $0.8\text{m}^3/\text{s}$ 、水道用水として約 $0.02\text{m}^3/\text{s}$ 、工業用水として約 $7.7\text{m}^3/\text{s}$ のほか、富士川第二発電所において最大 $75\text{m}^3/\text{s}$ を取水している。また、北松野地点から下流の既得水利としては農業用水として約 $1.1\text{m}^3/\text{s}$ である。

これに対し、清水端地点における過去30年間（昭和46年～平成12年）の平均渇水流量は約 $25.1\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $36.1\text{m}^3/\text{s}$ であり、また北松野地点における過去30年間（昭和46年～平成12年）の平均渇水流量は約 $8.5\text{m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $14.4\text{m}^3/\text{s}$ である。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、河川及び流域における諸調査を踏まえ、水循環機構の実態を明らかにしたうえで決定する。

